

「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の
臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」について

令和 8 年 10 月
内閣官房・財務省

1. 法律案の概要

(1) 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ

- 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間、飲食料品に係る消費税率を 0.78%（地方消費税と合わせて 1%）とする（地方消費税減収額は地方特例交付金により補填）。
- 実施のための所要の措置として、①本則課税事業者移行に係る届出の特例、②飲食料品の販売に係る簡易課税制度の特例、③中間申告制度の特例、④総額表示義務の特例、⑤定期供給契約による予約販売及び通信販売に関する税率の経過措置を設ける。

(2) 就業者負担軽減支援金の支給

- 本支援金は、以下①～④の要件に該当する者を対象に、毎年 1 回支給する（令和 11 年度は、令和 11 年 4 月にも支給。）。
 - ①勤労所得※¹の額が政令で定める額超
 - ②合計所得金額が政令で定める額以下
 - ③税・社会保険料負担額から公的年金等収入額を控除した額が政令で定める額超
 - ④配偶者の合計所得金額が政令で定める額以下（令和 9・10 年度の支給を除く）
- ※¹ 給与収入に応じて算定した額並びに一定額を超える事業所得及び業務に係る雑所得の合計額。
（注）これらの額は税制及び社会保険制度の状況、就業の促進等の効果、純負担率の状況等を考慮して定める。
- 支援額は、我が国・諸外国での純負担率の状況、本支援金による就業の促進等の効果を考慮して、前年所得額や 19 歳未満の居住扶養親族数（令和 9・10 年度は 16 歳未満の扶養親族数）※²に応じて政令で定める額とする。当分の間、社会保険料控除額も加味する※³。
- ※² こども加算関係。 ※³ 「年収の壁」に配慮した就業促進特例加算関係。
- 公金受取口座の登録者には、市区町村長の職権による支給認定を可能とする。
- 本支援金の支給に要する費用は、3 分の 2 以上を国が負担し、残余のうち 2 分の 1 ずつを都道府県・市区町村がそれぞれ負担する（普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村に対して、当分の間、特別交付金を交付（令和 9・10 年度は、全ての市区町村に対して交付））。

(3) 検討等

- 本支援金に関し、以下の検討規定を設ける。
 - ・ 金融所得等の勘案
 - ・ 税額控除と給付を組み合わせる仕組みの導入
 - ・ 国・地方の役割分担の在り方等
 - ・ 本支援金の対象とならない者に対する必要な措置の在り方
 - ・ 第 3 号被保険者制度の見直し、被用者保険の適用拡大の更なる推進
 - ・ 医療・介護制度の改革をはじめとする社会保障制度・雇用制度の見直し
 - ・ 人的控除の在り方を見直しを含む所得税の抜本的な改革
- 国は、支給事務効率化のためのシステム整備、広報活動・相談窓口整備等を行う。
- 財源は、特例公債に頼ることなく、歳出・歳入全般の見直しにより確保する。国・地方の役割分担を踏まえつつ、地方財政に支障が生じないよう措置する。
- 内閣府に本支援金担当の「租税・社会保険料負担に関する総合調整本部」を設置する。
等

2. 施行日

令和 9 年 4 月 1 日